

岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金(伴走支援資金)

新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化している方に対して設備・運転資金を融資し、既往債務の借換えや、事業再構築等の前向きな取組等の資金需要にも応える制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が5%以上減少している方。

融資条件

資金名称	伴走支援資金
貸付要件	下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方、又は一般保証を利用する方 ・セーフティネット保証5号 ・セーフティネット保証4号
資金用途	設備資金、運転資金
貸付期間	10年以内(据置期間5年以内)
貸付限度額	1億円
貸付利率	固定 年1.4%以内 変動 年1.2%以内
担保	金融機関所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要
保証率	借主の負担は0~0.95% ※セーフティネット保証5号・4号認定者は国・県が保証料を全額負担
その他	経営行動に係る計画書を作成すること

取扱期間

原則として、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

申込手続き

お近くの取扱金融機関にお申込みください。

〈取扱金融機関〉

普通銀行、信用金庫、(株)商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

商工会・商工会議所においても、融資に関する相談を受け付けております。

問合せ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当

電話：019-629-5541 FAX：019-629-5549